

湘北短期大学公益通報等に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「保護法」という。）に基づき、学校法人ソニー学園湘北短期大学（以下「本学」という。）における公益通報に関して必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、本学における法令遵守の強化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

一 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 本学の役員（理事及び監事）
- ② 本学の教育職員及び事務職員（非常勤者を含む。）
- ③ 労働者派遣契約に基づいて本学業務に従事する派遣労働者及び業務委託契約に基づいて本学業務に従事する業務受託者の従業者

二 「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- ① 保護法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実及び最終的に犯罪行為につながる法令違反行為の事実
- ② 本学の寄附行為、諸規則・規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実

三 「公益通報」とは、教職員等が、本学又は他の教職員等について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を本学に通知することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって行われる通知を除く。

四 「通報者」とは、公益通報をした教職員等をいう。

第 2 章 通報処理体制

(管理責任者)

第 3 条 公益通報に関する最高管理責任者は、学長とする。

2 公益通報の処理を総括する総括管理責任者は、事務局長とする。

(通報窓口)

第 4 条 本学に教職員等からの公益通報の受付及び公益通報に関する相談のための窓口（以下「通報窓口」という。）を置き、総務部長をその責任者とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、本学外に通報窓口を置くことができる。

(通報の方法等)

第 5 条 公益通報の受付方法は、電話、電子メール、書面又は面会によるものとする。

- 2 教職員等は、公益通報を行う場合、原則として氏名及び連絡先を明らかにして行うものとする。ただし、氏名を明らかにできない合理的な理由がある場合には匿名による通報を行うことができる。

(通報の受付等)

第6条 総務部長は、公益通報を受付けたとき（面会によるものを除く。）は、これを受領した旨を速やかに通報者に通知するものとする。

- 2 総務部長は、公益通報を受けた場合及び公益通報に関する相談内容が重大な内容であると判断した場合は、事務局長にその内容を速やかに報告するものとする。
- 3 事務局長又は総務部長以外の教職員等が公益通報に関する相談を受けたときは、速やかに通報窓口へ連絡するものとし、当該相談者に対しては、通報窓口へ公益通報を行うか又は相談するように助言するものとする。

(通報内容の検討)

第7条 事務局長は、前条第2項による公益通報の報告を受けたときは、総務部長が公益通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実として調査を行うか否かについて、通報者に通知するものとする。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。ただし、通報者が匿名である場合はこの限りではないものとする。

(調査委員会)

第8条 前条で調査の必要があるとした場合、事務局長は公益調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに調査を開始するものとする。

- 2 委員会は、通報内容について調査を実施することにより、通報対象事実の確認、把握を行い、是正措置の必要性の検討を行う。
- 3 委員会は、事務局長を委員長とし、学長が指名した本学の教育職員及び事務職員（以下「調査委員」という。）をもって組織する。また、必要に応じて弁護士、会計士等を加える等、公正な調査を行わなければならない。

(教職員等の協力義務)

第9条 教職員等は、前条の調査に関して調査委員から協力を求められた場合には、協力しなければならない。

(是正措置等)

第10条 事務局長は、第8条の調査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正措置及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に対し当該調査結果及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

- 3 学長は、前項の是正措置等のほか、当該法令等違反行為に関与した教職員等に対して、学校法人ソニー学園就業規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。
- 4 学長は、前2項に該当する事項について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

第11条 事務局長は、第8条の調査を終えたときは、公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

- 2 事務局長は、是正措置等が講じられたときは、是正措置等の対象となる者に対してこれを通知するものとする。

(被通報者等への配慮)

第12条 事務局長は、前条第2項の通知をするときは、是正措置等の対象となる者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者。）及び調査協力者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(総括管理責任者等の責務)

第13条 事務局長、総務部長及び調査委員は、公知となったものを除き業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、その職等を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第14条 事務局長、総務部長及び調査委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

- 2 事務局長が前項に該当する場合は、学長がその任務を代行する。
- 3 総務部長が第1項に該当する場合は、事務局長がその任務を代行する。

第3章 公益通報者の保護

(解雇の禁止等)

第15条 学長は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、通報者に対し解雇（第2条第2号③に定める者にあつては、当該派遣契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本学は、教職員等が公益通報又は公益通報に関する相談をしたこと、及び調査等において申述したことにより、不利益な取扱いを受けることがないよう必要な措置を講じる。

(他の規則との関係)

第17条 次の各号に掲げる事案については、当該事案について定める学内規程により対処するものとする。

- 一 ハラスメントの申出 湘北短期大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 二 公的研究費に係る通報 湘北短期大学公的研究費取扱規程
- 三 研究活動上の不正行為の通報 湘北短期大学研究活動上の不正行為等防止規程

第4章 雑則

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が決定する。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益通報処理フロー図

